

土木部委託業務等成績評定要領

(目的)

- 第 1 この要領は、土木部が発注する委託業務等の成績評定（以下「評定」という。）等に必要事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって、受注者の適正な評価、業務の安全及び品質確保・向上に資することを目的とする。

(対象)

- 第 2 評定の対象は、原則として、1 件の当初設計金額が 1 0 0 万円以上の委託業務等のうち、次の各号に掲げるものとする。

(1) 測量作業共通仕様書（平成22年4月1日技第10号）に定める測量業務

(2) 地質調査共通仕様書（平成22年4月1日技第10号）に定める地質調査業務及び別に定める基準に従い定められる単純調査業務

(3) 土木設計業務等共通仕様書（平成22年4月1日技第10号）に定める調査、計画業務及び設計業務

(4) 工事管理・品質検査業務、設計積算資料整理業務、調査設計資料整理業務共通仕様書（平成22年4月1日技第10号）に定める工事管理業務及び設計積算資料整理業務

- 2 業務の内容がこの評定に適さない場合は、別途取扱いについて定めることができる。

(評定者)

- 第 3 委託業務等の成績の評定者（以下「評定者」という。）は、土木部測量・調査等業務検査要領及び土木設計業務等委託検査要領に定める検査員並びに調査（監督）職員とする。

(評定の方法)

- 第 4 評定は、委託業務等 1 件ごとに行うものとする。

2 評定は、評定者が確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

3 評定の結果は、委託業務等成績評定表（様式 2-1～2-6）（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

4 評定に際しては、別に定める「考査基準（参考）」に留意して行うものとする。

(評定の時期)

- 第 5 検査員は検査を実施したとき、調査（監督）職員は委託業務等が完了したとき、それぞれ評定するものとする。

(評定表の提出等)

- 第 6 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく評定表を測量・調査業務確認書（様式 1-1）又は委託業務確認書（様式 1-2）とともに所属長に提出し、評定結果を報告するものとする。

2 前項に規定する評定表の提出等は、1 件の当初設計金額が 1 0 0 万円未満の業務にあつては、測量・調査業務確認書又は委託業務確認書の提出をもって代える。

(評定の結果の通知)

- 第 7 所属長は、評定者から評定表の提出があったときは、遅滞なく当該委託業務等の受注者に対して、評定の結果を委託業務等成績評定通知書(様式3及び別表1)により通知するものとする。

(評定の修正)

- 第 8 評定を行った後、当該成果品に瑕疵等があることが発見されたときは、評定表の修正を行うものとする。

2 評定の修正に際しては、別に定める「審査基準(参考)」に留意して行うものとする。

3 所属長は第7の通知をした後第1項の修正を行ったときは、遅滞なくその結果を当該委託業務等の受注者に対して、委託業務等成績評定通知書(様式3及び別表1)により通知するものとする。

(説明請求等)

- 第 9 第7又は第8による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して15日(奈良県の休日定める条例(平成元年三月三十一日奈良県条例第三十二号)第1条第1項に規定する休日を含む。)以内に書面(様式4)により、所属長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 所属長は、評定点の通知を受けた受注者から評定についての説明を求められた場合、速やかに委託業務等成績評定に係る説明書(様式5)により回答するものとする。

(附 則)

この要領は、平成20年4月1日以降に契約を締結する委託業務等について適用する。

この要領は、平成23年5月1日以降に契約を締結する委託業務等について適用する。

この要領は、平成24年8月1日以降に入札公告及び指名通知する委託業務等について適用する。